

(平成27年3月11日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東北地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	15 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	12 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	7 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	5 件

東北（宮城）国民年金 事案 1923

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成 19 年 1 月から同年 6 月までの国民年金保険料については 4 分の 3 免除が承認されていたものと認められることから、納付記録を 4 分の 3 免除期間に係る未納に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 1 月から 20 年 6 月まで

私は、平成 19 年 2 月に A 町役場で申立期間の国民年金保険料の免除の申請をしたが、国民年金の記録は申立期間が未納となっている。免除申請書の本人控えを提出するので、申立期間を保険料の申請免除期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 19 年 1 月 10 日に離職後、同年 2 月 2 日に B 公共職業安定所 C 出張所開催の雇用保険説明会に出席し、その足で A 町役場へ出向き、国民年金保険料の免除の申請をしたとしており、受付印が押されていない国民年金保険料免除・納付猶予申請書（以下「免除申請書」という。）の本人控えを所持しているところ、D 年金事務所が提出した申立人の国民年金被保険者資格取得届の写しにおいて確認できる同町役場の受付日及び申立人の雇用保険受給資格者証において確認できる雇用保険説明会出席日は、いずれも申立人が保険料の免除申請を行ったとする日と同日の同年 2 月 2 日であることから、申立人の主張に不自然さはみられない。

また、A 町役場は、原則として所得が明らかな場合のみ免除申請書を受け付け、受付処理簿へ記載していたとしているところ、同町税務課によれば、申立人の平成 18 年度分（平成 17 年中の所得）に係る「給与報告書」は平成 18 年 1 月に事業主から提出されていたことが確認できる上、同町役場は窓口受付時において所得要件を満たしていないことを理由に受付をしないことは無かったとしていることから、同町役場窓口において、申

立人に係る免除申請書が受け付けられたものと推認される。

さらに、申立期間当時における国民年金保険料の免除承認期間は、制度上、7月から翌年6月までを単位として行うこととされており、申請免除の所得基準は、申請者本人、配偶者及び世帯主の前年所得が審査の対象とされているところ、申立人は、失業、解雇等の理由で離職しているため申立人自身の所得は審査の対象から除かれるが、申立人がA町役場へ免除の申請をしたとする平成19年2月2日時点の申立人の住民票における世帯主は元養母であり、日本年金機構E事務センターは、「申立人が免除の申請を行った場合には、当該世帯主の平成17年の所得から、申立期間のうち19年1月から同年6月までの期間は4分の3免除が承認される。」と回答している。

なお、申立人は申立期間の国民年金保険料は納付していないとしているところ、平成19年1月から同年6月までの期間について、保険料の4分の3が免除されるためには、納付を要しないとされた4分の3の保険料以外の4分の1の保険料を納付する必要があり、当該4分の1の保険料を納付しなかった場合は、当該期間は年金額及び年金受給資格期間に反映されない未納期間となる。

一方、申立期間のうち、平成19年7月から20年6月までの期間については、国民年金保険料の全額免除又は納付猶予以外の免除に該当した場合及び失業など所得要件以外の理由による免除の申請の場合は、継続申請の対象にならないことから、申立人の場合、19年7月以降において改めて免除の申請をする必要があるが、申立人は、申立期間のうち、同年2月に1度だけしか免除の申請をしていないとしている上、A町役場においても、同年7月から20年6月までの期間において、申立人の免除申請書の受付は確認できないとしていることから、当該期間について免除の申請は行われなかったものと推認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成19年1月から同年6月までの国民年金保険料については、4分の3免除が承認されていたものと認められる。

東北（宮城）国民年金 事案 1924

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から52年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月から52年2月まで

私は、結婚後の国民年金保険料を納付したが、申立期間について、納付した保険料が還付され、未加入期間と記録されていることに納得できない。

申立期間に係る国民年金保険料が還付された記憶は無く、領収書を所持しているので、申立期間を保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A市が作成した申立人に係る国民年金被保険者名簿及び国民年金被保険者台帳によると、申立人は、昭和48年1月8日に国民年金の強制加入被保険者の資格を喪失し、52年3月15日に任意加入被保険者の資格を取得しており、申立期間は国民年金の未加入期間とされている上、納付済みであった申立期間に係る国民年金保険料は55年9月17日に還付されていることが確認できる。

しかしながら、上記名簿によると、昭和48年1月8日の資格喪失に係る「喪失事由」欄に「52.3.15届」と記載されており、申立人に係る強制加入被保険者の資格喪失届は52年3月15日に提出されたことが推認できるところ、申立人が所持するA市が発行した「昭和51年度国民年金保険料領収書」（10月から12月までの分及び1月から3月までの分）の領収印は、いずれも「52.3.15 A市現金出納員 国民年金課」であることが確認できることから、48年1月8日に遡って強制加入被保険者の資格を喪失する届出と、51年10月から52年3月までの国民年金保険料の領収が同日に行われていることは不自然である。

また、申立期間のうち昭和 49 年 4 月 27 日から同年 5 月 17 日までの期間について、申立人の夫は被用者年金各法に定める被保険者又は組合員等ではないことから、申立人は、同年 4 月について国民年金の強制加入被保険者とされるべきであり、納付済みであった同年 4 月の国民年金保険料を還付する合理的な理由は見当たらない。

さらに、申立人が所持する国民年金保険料（印紙代金）納入通知書兼領収書及び国民年金保険料領収書によると、申立期間に係る国民年金保険料はいずれも現年度納付されていたことが確認できることから、申立期間当時の国民年金法附則第 6 条の 2 の規定により、申立人は、婚姻の届出を行った昭和 48 年 1 月 * 日及び申立人の夫が厚生年金保険の被保険者資格を再取得した 49 年 5 月 18 日に任意加入の申出をしたものとみなされ、申立期間のうち、48 年 1 月から 49 年 3 月までの期間及び同年 5 月から 52 年 2 月までの期間は国民年金の任意加入被保険者とみなされるべき期間であり、納付済みであった当該期間に係る国民年金保険料を還付する合理的な理由は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東北（山形）国民年金 事案 1925

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年9月及び同年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年9月及び同年10月
② 昭和49年8月

申立期間①について、国民年金保険料が未納とされているが、私は、A株式会社を退職後、直ちに国民年金の加入手続を行い、保険料も納付していたので、当該期間を保険料の納付済期間として認めてほしい。

申立期間②について、国民年金の未加入期間とされているが、私は、B事業所が解散したため同事業所を退職し、直ちに国民年金の加入手続を行っており、国民年金の未加入期間は無いはずなので、調査の上、当該期間を国民年金の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、国民年金加入期間において当該期間を除き国民年金保険料の未納は無く、申立人に係る国民年金被保険者台帳によると、未納となっていた昭和37年12月から38年3月までの4か月分及び39年4月から40年3月までの12か月分の国民年金保険料を、それぞれ47年3月及び同年4月に特例納付により納付しているなど、申立人の保険料納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人が所持する国民年金手帳、申立人に係る国民年金被保険者台帳及びオンライン記録によると、申立人は、申立期間①の直前まで勤務していたA株式会社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日と同日の昭和48年9月1日に任意加入被保険者として国民年金の被保険者資格を取得していることが確認でき、納付意識の高い申立人が、2か月と短期間である申立期間①の保険料を未納としているのは不自然であ

る。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

- 2 申立期間②について、申立人はB事業所を退職後、直ちに国民年金の加入手続を行っており、国民年金の未加入期間は無いはずであると申し立てているところ、事業所記号簿、当該事業所に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録によると、申立人は、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった昭和49年8月30日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、申立期間②当時は、申立人の妻は厚生年金保険被保険者であることから、申立人は国民年金には任意加入となり、申立期間②が国民年金被保険者期間とされるためには、上記厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和49年8月30日又は翌日の同年8月31日に任意加入手続を行う必要があるが、申立人が所持する国民年金手帳及び申立人に係る国民年金被保険者台帳における申立人の国民年金の被保険者資格取得日はオンライン記録と一致する同年9月1日となっているほか、当該国民年金手帳の「昭和49年度国民年金印紙検認記録」によると、同年8月の欄に納付不要と押印されていることから、申立人が同年8月30日又は翌日の同年8月31日に任意加入手続を行った状況は認められない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間②を国民年金被保険者期間と認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を6万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 8 月 25 日
② 平成 16 年 2 月 25 日
③ 平成 16 年 8 月 25 日

私が株式会社Aに勤務していた期間のうち、申立期間①から③までについて、私が所持する預金通帳によると、当該期間以外の時期に同社から振り込まれた給与振込額と比較して振込額が多いことから、同社から賞与が支給されていたと思われるが、年金記録に反映されていないので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aの元代表清算人から提出された2004年7月分半期インセンティブの支給等に係る資料（以下「FBデータ」という。）により、申立人は、申立期間③に同社から賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間③の標準賞与額については、上記FBデータにおいて確認できる厚生年金保険料控除額から6万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、株式会社Aは平成21年に解散し、23年に清算終了している上、同社の元代表取締役、元代表清算人及び同社から事業を引き継いだ株式会社Bの事業主は不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①及び②について、株式会社Aは前述のとおり既に解散し、同社の元事業主、元代表清算人及び株式会社Bの事業主は、申立期間①及び②当時の賃金台帳は無く、当時の状況は不明と回答しており、申立人の当該期間に係る賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、前述のFBデータ及び申立人に係る「平成16年分給与所得の源泉徴収データ」からは、申立期間①及び②に係る賞与の支給等を推認することができない。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料が事業主により賞与から控除されたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①及び②について、申立人がその主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を2万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 8 月 25 日
② 平成 16 年 2 月 25 日
③ 平成 16 年 8 月 25 日

夫が株式会社Aに勤務していた期間のうち、申立期間①から③までについて、私が所持する夫の預金通帳によると、当該期間以外の時期に同社から振り込まれた給与振込額と比較して振込額が多いことから、同社から賞与が支給されていたと思われるが、年金記録に反映されていないので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aの元代表清算人から提出された2004年7月分半期インセンティブの支給等に係る資料（以下「FBデータ」という。）により、申立人は、申立期間③に同社から賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間③の標準賞与額については、上記FBデータにおいて確認できる厚生年金保険料控除額から2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、株式会社Aは平成21年に解散し、23年に清算終了している上、同社の元代表取締役及び元代表清算人は不明と回答しており、これを確認

できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①及び②について、株式会社Aは前述のとおり既に解散し、同社の元事業主及び元代表清算人は、申立期間①及び②当時の賃金台帳は無く、当時の状況は不明と回答しており、申立人の当該期間に係る賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、前述のFBデータ及び申立人に係る「平成16年分給与所得の源泉徴収データ」からは、申立期間①及び②に係る賞与の支給等を推認することができない。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料が事業主により賞与から控除されたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①及び②について、申立人がその主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 60 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 8 月 25 日
② 平成 16 年 2 月 25 日
③ 平成 16 年 8 月 25 日

私が株式会社Aに勤務していた期間のうち、申立期間①から③までについて、同社から賞与が支給されたが、年金記録に反映されていないので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aの元代表清算人から提出された2004年7月分半期インセンティブの支給等に係る資料（以下「FBデータ」という。）により、申立人は、申立期間③に同社から賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間③の標準賞与額については、上記FBデータにおいて確認できる保険料控除額から4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、株式会社Aは平成21年に解散し、23年に清算終了している上、同社の元代表取締役及び元代表清算人は不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し

て行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①及び②について、株式会社Aは前述のとおり既に解散し、同社の元事業主及び元代表清算人は、申立期間①及び②当時の賃金台帳は無く、当時の状況は不明と回答しており、申立人の当該期間に係る賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、前述のF Bデータ及び申立人に係る「平成 16 年分給与所得の源泉徴収データ」からは、申立期間①及び②に係る賞与の支給等を推認することができない。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料が事業主により賞与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①及び②について、申立人がその主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

東北（宮城）厚生年金 事案 3690

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を5万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 8 月 25 日
② 平成 16 年 2 月 25 日
③ 平成 16 年 8 月 25 日

私が株式会社Aに勤務していた期間のうち、申立期間①から③までについて、同社から賞与が支給された記憶があるが、年金記録に反映されていないので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aの元代表清算人から提出された2004年7月分半期インセンティブの支給等に係る資料（以下「FBデータ」という。）により、申立人は、申立期間③に同社から賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間③の標準賞与額については、上記FBデータにおいて確認できる保険料控除額から5万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、株式会社Aは平成21年に解散し、23年に清算終了している上、同社の元代表取締役及び元代表清算人は申立期間③当時の貸金台帳は無く、当時の状況は不明としており、同社から事業を引き継いだB株式会社の事業主も申立期間③当時の貸金台帳等の資料及び債権債務は引き継がなかったと回答しているため、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①及び②について、株式会社Aは前述のとおり既に解散し、同社の元事業主及び元代表清算人は、申立期間①及び②当時の賃金台帳は無く、当時の状況は不明と回答している上、B株式会社の事業主は、申立期間①及び②当時の賃金台帳等の資料及び債権債務は引き継がなかったと回答しており、申立人の当該期間に係る賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、前述のFBデータ及び申立人に係る「平成16年分給与所得の源泉徴収データ」からは、申立期間①及び②に係る賞与の支給等を推認することができない。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料が事業主により賞与から控除されたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①及び②について、申立人がその主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

東北（宮城）厚生年金 事案 3691

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を11万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 8 月 25 日
② 平成 16 年 2 月 25 日
③ 平成 16 年 8 月 25 日

私が株式会社Aに勤務していた期間のうち、申立期間①から③までについて、同社から賞与が支給されたが、年金記録に反映されていないので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aの元代表清算人から提出された2004年7月分半期インセンティブの支給等に係る資料（以下「FBデータ」という。）により、申立人は、申立期間③に同社から賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間③の標準賞与額については、上記FBデータにおいて確認できる保険料控除額から11万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、株式会社Aは平成21年に解散し、23年に清算終了している上、同社の元代表取締役及び元代表清算人は申立期間③当時の貸金台帳は無く、当時の状況は不明としており、同社から事業を引き継いだB株式会社の事業主も申立期間③当時の貸金台帳等の資料及び債権債務は引き継がなかったと回答しているため、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①及び②について、株式会社Aは前述のとおり既に解散し、同社の元事業主及び元代表清算人は、申立期間①及び②当時の賃金台帳は無く、当時の状況は不明と回答している上、B株式会社の事業主は、申立期間①及び②当時の賃金台帳等の資料及び債権債務は引き継がなかったと回答しており、申立人の当該期間に係る賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、前述のFBデータ及び申立人に係る「平成16年分給与所得の源泉徴収データ」からは、申立期間①及び②に係る賞与の支給等を推認することができない。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料が事業主により賞与から控除されたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①及び②について、申立人がその主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

東北（山形）厚生年金 事案 3692

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を12万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 59 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 8 月 25 日
② 平成 16 年 2 月 25 日
③ 平成 16 年 8 月 25 日

私が株式会社Aに勤務していた期間のうち、申立期間①から③までについて、私が所持する預金通帳によると、当該期間以外の時期に同社から振り込まれた給与振込額と比較して振込額が多いことから、同社から賞与が支給されていたと思われるが、年金記録に反映されていないので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aの元代表清算人から提出された2004年7月分半期インセンティブの支給等に係る資料（以下「FBデータ」という。）により、申立人は、申立期間③に同社から賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間③の標準賞与額については、上記FBデータにおいて確認できる厚生年金保険料控除額から12万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、株式会社Aは平成21年に解散し、23年に清算終了している上、同社の元代表取締役、元代表清算人及び同社から事業を引き継いだ株式会社Bの事業主は不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺

事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①及び②について、株式会社Aは前述のとおり既に解散し、同社の元事業主、元代表清算人及び株式会社Bの事業主は、申立期間①及び②当時の賃金台帳は無く、当時の状況は不明と回答しており、申立人の当該期間に係る賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、前述のFBデータ及び申立人に係る「平成16年分給与所得の源泉徴収データ」からは、申立期間①及び②に係る賞与の支給等を推認することができない。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料が事業主により賞与から控除されたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①及び②について、申立人がその主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

東北（宮城）厚生年金 事案 3693

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を13万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 8 月 25 日
② 平成 16 年 2 月 25 日
③ 平成 16 年 8 月 25 日

私が株式会社Aに勤務していた期間のうち、申立期間①から③までについて、同社から賞与が支給されたが、年金記録に反映されていないので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aの元代表清算人から提出された2004年7月分半期インセンティブの支給等に係る資料（以下「FBデータ」という。）により、申立人は、申立期間③に同社から賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間③の標準賞与額については、上記FBデータにおいて確認できる保険料控除額から13万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、株式会社Aは平成21年に解散し、23年に清算終了している上、同社の元代表取締役及び元代表清算人は不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し

で行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①及び②について、株式会社Aは前述のとおり既に解散し、同社の元事業主及び元代表清算人は、申立期間①及び②当時の賃金台帳は無く、当時の状況は不明と回答しており、申立人の当該期間に係る賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、前述のFBデータ及び申立人に係る「平成16年分給与所得の源泉徴収データ」からは、申立期間①及び②に係る賞与の支給等を推認することができない。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料が事業主により賞与から控除されたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①及び②について、申立人がその主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

東北（山形）厚生年金 事案 3694

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を3万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 60 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 8 月 25 日
② 平成 16 年 2 月 25 日
③ 平成 16 年 8 月 25 日

私が株式会社Aに勤務していた期間のうち、申立期間①から③までについて、同社から賞与が支給された記憶があるが、年金記録に反映されていないので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aの元代表清算人から提出された2004年7月分半期インセンティブの支給等に係る資料（以下「FBデータ」という。）により、申立人は、申立期間③に同社から賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間③の標準賞与額については、上記FBデータにおいて確認できる保険料控除額から3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、株式会社Aは平成21年に解散し、23年に清算終了している上、同社の元代表取締役及び元代表清算人は申立期間③当時の貸金台帳は無く、当時の状況は不明としており、同社から事業を引き継いだ株式会社Bの事業主も申立期間③当時の貸金台帳等の資料及び従業員個人の債権債務については引き継がなかったと回答しているため、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得な

い。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①及び②について、株式会社Aは前述のとおり既に解散し、同社の元事業主及び元代表清算人は、申立期間①及び②当時の賃金台帳は無く、当時の状況は不明と回答している上、株式会社Bの事業主は、申立期間①及び②当時の賃金台帳等の資料及び債権債務は引き継がなかったと回答しており、申立人の当該期間に係る賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、前述のFBデータ及び申立人に係る「平成16年分給与所得の源泉徴収データ」からは、申立期間①及び②に係る賞与の支給等を推認することができない。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料が事業主により賞与から控除されたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①及び②について、申立人がその主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

東北（岩手）厚生年金 事案 3696

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を1万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 8 月 25 日

私が株式会社Aに勤務していた期間のうち、申立期間について、同社から賞与が支給された記憶があるが、年金記録に反映されていないので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aの元代表清算人から提出された2004年7月分半期インセンティブの支給等に係る資料（以下「FBデータ」という。）によれば、申立人の振込金額欄（平成15年8月、16年2月及び同年8月に支給した賞与から控除した社会保険料を、株式会社Aが20年5月30日付けで各社員の給与振込口座に返金した金額の記載欄）には1,678円の記載があり、申立人の給与振込口座に係る預金取引明細表により、平成20年5月30日付けで同社から上記振込金額欄の記載と同額の振込みがあったことが確認できるところ、オンライン記録によれば、申立人は、16年2月1日に同社の厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できることから、申立人のFBデータに記載された振込金額は、申立期間に係る賞与から控除された社会保険料の返金額と認められる。

また、複数の同僚が所持する給与明細書により、申立期間に賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるとともに、上記FBデータ及び当該複数の同僚の給与振込口座に係る預金通帳により、当該厚生年金保険料が返金されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において株式会社Aから賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記F Bデータにおいて推認できる厚生年金保険料控除額から1万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、株式会社Aは平成21年に解散し、23年に清算終了している上、同社の元代表取締役及び元代表清算人は不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は2万7,000円、申立期間②は3万7,000円、申立期間③は2万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 8 月 25 日
② 平成 16 年 2 月 25 日
③ 平成 16 年 8 月 25 日

私が株式会社Aに勤務していた期間のうち、申立期間①から③までについて、同社から賞与が支給された記憶があるが、年金記録に反映されていないので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③について、株式会社Aの元代表清算人から提出された2004年7月分半期インセンティブの支給等に係る資料（以下「FBデータ」という。）及び申立人が所持する同社からの「社会保険料控除額一部返金のご案内とお詫び」（以下「返金通知」という。）から、申立人は、申立期間③に同社から賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間③の標準賞与額については、上記FBデータにおいて確認できる保険料控除額から2万9,000円とすることが妥当である。

申立期間①及び②について、上記返金通知から、申立期間①から③までに支給された賞与に係る厚生年金保険料及び健康保険料の合計額が確認できるとともに、当該合計額を申立人に対して返金する旨が記載されている上、申立人の給与振込口座に係る預金取引明細表により、当該合計額と一

致する額が平成 20 年 5 月 30 日付けで株式会社 A から振り込まれていることが確認できる。

また、複数の同僚が所持する給与明細書により、申立期間①及び②に賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたことが確認できるとともに、前述の F B データ及び当該複数の同僚の給与振込口座に係る預金通帳により、当該厚生年金保険料が返金されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②に株式会社 A から賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間①及び②の標準賞与額については、上記返金通知において推認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間①は 2 万 7,000 円、申立期間②は 3 万 7,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、株式会社 A は平成 21 年に解散し、23 年に清算終了している上、同社の元代表取締役及び元代表清算人は不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は3万6,000円、申立期間②は4万4,000円、申立期間③は2万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 8 月 25 日
② 平成 16 年 2 月 25 日
③ 平成 16 年 8 月 25 日

私は申立期間当時、株式会社Aの本社人事総務部人事課に勤務し、給与計算業務を行っていたが、賞与は半期インセンティブという名称で支給し、社会保険料は社保調整額という名称で控除していたことを記憶している。

私が株式会社Aに勤務していた期間のうち、申立期間①から③までについて、同社から賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたが、年金記録に反映されていないので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人から提出された給与明細書により、申立人は、当該期間に株式会社Aから賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間①の標準賞与額については、上記給与明細書において確認できる保険料控除額から、3万6,000円とすることが妥当である。

申立期間③について、株式会社Aの元代表清算人から提出された2004年7月分半期インセンティブの支給等に係る資料（以下「FBデータ」という。）により、申立人は、当該期間に同社から賞与の支給を受け、当該

賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間③の標準賞与額については、上記F Bデータにおいて確認できる保険料控除額から2万円とすることが妥当である。

申立期間②について、上記F Bデータにより、平成20年5月30日付けで申立人に申立期間①から③までに支給された賞与に係る厚生年金保険料及び健康保険料の合計額が株式会社Aから返金されたことが確認でき、申立人の給与振込口座に係る預金取引明細表により、当該合計額と一致する額が同日付けで同社から振り込まれていることが確認できる。

また、複数の同僚が所持する給与明細書により、申立期間①から③までに賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたことが確認できるとともに、上記F Bデータ及び当該複数の同僚の給与振込口座に係る預金通帳により、当該厚生年金保険料が返金されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に株式会社Aから賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間②の標準賞与額については、上記F Bデータにおいて推認できる厚生年金保険料控除額から4万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、株式会社Aは平成21年に解散し、23年に清算終了している上、元代表取締役及び元代表清算人は不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

東北（宮城）厚生年金 事案 3700

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人のA株式会社における申立期間の標準賞与額に係る記録を32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 7 月 6 日

私は、A株式会社から申立期間に係る賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されていたので、当該期間に係る標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において32万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が無く不明と回答しているが、オンライン記録によれば、申立人以外の被保険者についても当該期間に係る標準賞与額の記録が無いことから、事業主は、当該期間に係る賞与の支払に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行っておらず、その結果、社会保険事務所は、申立期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東北（宮城）国民年金 事案 1921

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年7月から52年2月までの付加保険料を含む国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年7月から52年2月まで

私は、昭和47年10月頃に私の夫が勤務する事業所の労務担当者にA県B市で国民年金の加入手続を行ってもらったと記憶している。

その後、私が申立期間の付加保険料を含む国民年金保険料を金融機関の窓口で納付していたはずなので、申立期間を保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、申立人の夫が厚生年金保険の被保険者であったことから、国民年金の任意加入対象者であり、国民年金の加入手続を行った日が国民年金被保険者資格の取得日となることから、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年3月1日にC県D市において払い出されていることが確認できる上、申立人から提出された年金手帳によれば、「初めて被保険者となった日」欄に「昭和52年3月10日」と記載されていることから、この日に国民年金の任意加入手続を行ったものと推認され、それより前の期間は国民年金の未加入期間となり、制度上、申立期間の付加保険料を含む国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人に係るC県D市並びにE県F市及びG市（現在は、F市H区）の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によれば、申立人は、昭和52年3月10日に新規に任意加入被保険者資格を取得しており、同年3月から付加保険料を含む国民年金保険料が納付されていることが確認できるところ、当該名簿における申立期間の納付記録欄には、保険料の納付を必要としない期間である旨の記載が確認できる上、申立期間の保険料が納付され

た形跡も見当たらない。

さらに、申立人は、夫が勤務する事業所の労務担当者の女性に個人的に依頼して、国民年金の加入手続を行ってもらったと記憶しているが、当該労務担当者の氏名は分からないとしている上、当該事業所は、申立人の国民年金の加入手続を行ったことを確認できる資料は無いとしており、申立人の国民年金の加入状況は確認できなかった。

加えて、A県B市は、申立人の国民年金の加入状況は、資料が保存されていないため確認できないとしている上、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人が加入手続を行ったとしている時期に同市に払い出された国民年金手帳記号番号の中に申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東北（宮城）国民年金 事案 1922

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年8月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年8月から51年3月まで
私が大学2年生の頃に、母親から、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付しておいたと言われたことを覚えているので、申立期間を保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の母親が申立人の加入手続及び保険料納付を行っていたと述べているが、母親は既に死亡しており、申立人の加入手続及び申立期間に係る保険料の納付状況を確認することができない。

また、申立期間当時、国民年金に加入した場合は、国民年金手帳記号番号が払い出されることになるが、申立人が申立期間に居住していたとするA県B市及び申立人の実家があるC県D市において、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されたことが確認できない。

さらに、申立人に係るD市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によると、国民年金被保険者の資格取得日は平成7年10月20日と記載されており、オンライン記録と一致している上、オンライン記録によると、当該資格取得の処理日は9年12月25日であることから、申立人に係る国民年金の加入手続はこの頃に行われたものと推認され、この時点で、申立期間の国民年金保険料は、時効により納付できない。

このほか、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東北（宮城）厚生年金 事案 3695

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 8 月 25 日
② 平成 16 年 2 月 25 日

私が株式会社Aに勤務していた期間のうち、申立期間①及び②について、同社から賞与が支給された記憶があるが、年金記録に反映されていないので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、株式会社Aに勤務した期間のうち、申立期間①及び②に同社から賞与が支給されたと主張しているが、同社は平成 21 年に解散し、23 年に清算終了している上、同社の元事業主及び元代表清算人は、申立期間当時の賃金台帳は無く、当時の状況は不明と回答しており、申立人の当該期間に係る賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、株式会社Aの元代表清算人から提出された 2004 年 7 月分半期インセンティブの支給等に係る資料及び申立人に係る「平成 16 年分給与所得の源泉徴収データ」からは、申立期間①及び②に係る賞与の支給額を推認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により賞与から控除されたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

東北（宮城）厚生年金 事案 3699（宮城厚生年金事案 1892、2621、2726 及び
東北（宮城）厚生年金事案 3007 の再申
立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年4月18日から同年7月1日まで
② 昭和28年10月1日から36年4月1日まで

過去4回の申立てにおいて、年金記録の訂正は必要でないとする通知を受けたが、私は申立期間に係る脱退手当金を受給していない。退職時の直属の上司であった者に話を聞けば、私が脱退手当金を受給していないことが分かるかもしれないので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の申立期間②に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和36年8月9日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはないことがないこと、ii) 厚生年金保険被保険者記号番号払出簿によれば、同年8月1日に申立人の氏名変更が行われていることが確認でき、申立期間の脱退手当金が同年8月9日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて氏名変更が行われたと考えるのが自然であること、iii) 申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないことなどから、申立人に対し、既に年金記録確認A地方第三者委員会（当時）の決定に基づき平成22年12月27日付けで年金記録

の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、申立期間に係る2回目の申立てについては、申立人は1回目の審議結果に納得できないとし、1回目の審議結果に基づく通知文書の中で厚生年金保険被保険者記号番号払出簿の氏名変更が行われたのは昭和36年8月1日となっているが、婚姻したのは33年9月*日であるとして、戸籍謄本を提出し、再申立てを行ったが、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿の氏名変更は、婚姻に伴い自動的に変更されるものではなく、厚生年金保険被保険者氏名変更届が社会保険出張所(当時)へ提出されることによって変更されるものであって、申立人に係る婚姻日(昭和33年9月*日)、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿の氏名変更年月日(昭和36年8月1日)及びオンライン記録の脱退手当金の支給決定日(昭和36年8月9日)を時系列でみると、脱退手当金の支給決定日と払出簿の氏名変更年月日が近接していることから、申立期間に係る脱退手当金の請求に伴い氏名変更の届出が行われたと考えるのが自然であり、申立人の再申立てに当たっての主張は年金記録確認A地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき事情とは認められず、既に同委員会の決定に基づき平成23年11月4日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

さらに、申立期間に係る3回目の申立てについては、申立人は、B事業所での元同僚2人が脱退手当金に関する申立てを他の年金記録確認地方第三者委員会に対して行い、申立てが認められたとしてその通知文の写しを資料として提出しているが、これらの申立ては、脱退手当金に係る最終事業所が申立人とは異なり、B事業所後に勤務した事業所である上、本来、脱退手当金を請求する場合には請求以前の全ての厚生年金保険被保険者期間を対象とすべきところ、最終事業所の前に同一記号番号で管理された一部未請求期間があることなどから事務処理に不自然さがうかがえるとしてあっせんされたものであり、いずれの申立ても申立人の申立てとは事情が異なることから、年金記録確認A地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、既に同委員会の決定に基づき平成24年5月11日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

加えて、申立期間に係る4回目の申立てについては、申立人は、B事業所で勤務していた当時の同僚から、同事業所は脱退手当金の請求に関与していなかったとする証言を得たとして申し立てしているが、当該同僚から聴取しても、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる証言は得られないことから、年金記録確認A地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、既に当委員会の決定に基づき平成25年6月28日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、「B事業所を退職したときの直属の上司から話を聞け

ば、私が脱退手当金を受給していないことが分かる。」として申し立てているが、当該上司から聴取しても、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる証言は得られず、年金記録確認A地方第三者委員会及び当委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情とは認められないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

東北（福島）厚生年金 事案 3701

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、A共済組合員として掛金をB団体により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 11 月 13 日から 7 年 1 月 4 日まで

私は、C県D市に所在するE団体（現在は、F団体）G支所のH事業所に平成元年5月頃から臨時職員として一人で勤務していたが、申立期間のA共済組合の組合員記録が無いので、申立期間を同組合の組合員期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、オンライン記録における健康保険のみの被保険者記録及び複数の同僚等の証言から、申立人は、申立期間にE団体に勤務していたことが認められる。

しかしながら、F団体に対して申立人のA共済組合の加入状況等について照会したところ、同団体は、申立人に係る資料を保管していないため、A共済組合の届出、掛金の控除等について全て不明であると回答している上、同組合に対して申立人の組合員期間について照会したところ、申立期間について申立人の加入記録は確認できないと回答している。

また、申立期間当時、E団体のI課において給与及びA共済組合事務を担当していた複数の担当者に確認したところ、「臨時職員に対してA共済組合に加入するか否かの希望を聞いたところ、申立人は、給料の手取りが少なくなるので加入したくないと言った。その後、本人から加入の申入れがあり加入手続をしたと記憶している。」旨証言があった。

さらに、複数の同僚は、申立期間当時、E団体ではA共済組合の組合員になるか否かの希望を聞かれた旨証言している。

加えて、申立人は採用から退職まで臨時職員であったとしているところ、申立期間に臨時職員であったとする複数の者のオンライン記録によれば、

それぞれの勤務開始時期、雇用保険加入時期及びA共済組合加入時期が一致していない状況が見受けられることから、E団体では、必ずしも勤務開始と同時にA共済組合に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人が申立期間におけるA共済組合掛金をB団体により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人がA共済組合員として申立期間に係る掛金をB団体により給与から控除されていたと認めることはできない。

東北（宮城）厚生年金 事案 3702

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 4 月
株式会社A（現在は、B株式会社）C支店に勤務していた平成 18 年 4 月に同社から賞与の支給を受けたが、当該賞与に係る国の厚生年金保険の記録が無いことに納得できない。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B株式会社では、「申立人は、申立期間に株式会社AのC支店において雇用されていたが、同社の賞与支給時期は給与支給規定により7月及び12月の年2回と定められており、4月の賞与支給は無かったので、申立人の申立期間に係る賞与は支給していない。したがって、賞与からの厚生年金保険料の控除もしていない。」旨回答している。

また、申立人は、株式会社Aに勤務していた期間の給与振込口座はD銀行E支店の口座のみであり、他の金融機関に口座は無い旨述べているところ、同行事務統轄部提出の取引明細表によれば、申立人の平成18年4月の給与の振込みは確認できるものの、申立期間に係る賞与の振込みは確認できない。

さらに、F健康保険組合の報告書によれば、申立人の同組合における被保険者記録はオンライン記録と一致しており、申立期間に係る賞与の記録は確認できない。

加えて、G市が提出した申立人に係る平成19年度住民税課税内容の回答書記載の「社会保険料控除額」は、オンライン記録で確認できる平成18年に係る標準報酬月額、標準賞与額等から算出される社会保険料控除額の合計を下回ることから、申立期間の賞与に係る厚生年金保険料を事業

主により賞与から控除されていたことを確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

東北（宮城）厚生年金 事案 3703

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 4 月

株式会社A（現在は、B株式会社）に勤務していた平成 18 年 4 月に同社から賞与の支給を受け、賞与から厚生年金保険料が控除されていたと思う。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B株式会社では、「申立人は、申立期間に株式会社AのC支店において支店長として雇用されていたが、同社の賞与支給時期は給与支給規定により7月及び12月の年2回と定められており、4月の賞与支給は無かったので、申立人の申立期間に係る賞与は支給していない。したがって、賞与からの厚生年金保険料の控除もしていない。」旨回答している。

また、申立人は、株式会社Aに勤務していた期間の給与振込口座はD銀行E支店の口座のみであり、他の金融機関に口座は無い旨述べているところ、同行E支店提出の預金取引明細表によれば、申立人の平成18年4月の給与の振込みは確認できるものの、申立期間に係る賞与の振込みは確認できない。

さらに、F健康保険組合の報告書によれば、申立人の同組合における被保険者記録はオンライン記録と一致しており、申立期間に係る賞与の記録は確認できない。

加えて、申立人が所持する平成18年分給与所得の源泉徴収票記載の「社会保険料等の金額」は、オンライン記録で確認できる同年に係る標準報酬月額、標準賞与額等から算出される社会保険料控除額の合計を下回ることから、申立期間の賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から

控除されていたことを確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。